

# 会費規程

## 第1条（目的）

本規程は、定款第6条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定める。

## 第2条（入会金及び会費）

1 本法人の会員は、次の入会金及び会費を納入しなければならない。

(1) 正会員            入会金 0円   会費    (月額) 5万円

(2) 賛助会員        入会金 0円   会費    (月額) 5万円

2 会費の納入は、当月分を当月末日までに支払う（末日が土日祝日の場合は前営業日までに支払う）。

## 附則

1 本規程は 2021年12月20日 から施行する。